

## さいたま市告示第701号

消防局広報車（小型乗用自動車・ハイブリッド車）4台の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
消防局広報車（小型乗用自動車・ハイブリッド車）4台 賃貸借
- (2) 履行場所  
さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号
- (3) 車 両  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
初年度登録日から60ヶ月

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業務区分「賃貸」、営業品目「車輛・船舶・バイク・自転車」の資格を有すると認められた者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 履行期間において、仕様書の内容を遵守し、確実に業務履行できること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して入札説明書等を交付するものとする。

なお、交付方法は電子メール送信を用いるので、交付を希望する者は次の担当課に受付期間内に電話連絡をすること。

さいたま市消防局警防部警防課 電話 048（833）7394

#### (1) 受付期間

公告の日から令和8年4月27日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

なお、最終発送日時は令和8年4月27日（月）午後5時とする。

- (2) 交付費用  
無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 提出方法

書留郵便（一般書留、簡易書留）による郵送とする。

##### (3) 受付期間

入札説明書等の交付を受けた日から令和8年5月1日（金）まで。  
受付期間内に必着のこと。

##### (4) 送付先

郵便番号330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号  
さいたま市消防局警防部警防課装備係 担当者宛て

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付方法

郵送とする。

##### (2) 交付（発送）日

令和8年5月13日（水）

#### 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札参加者は、入札説明書に定める必要書類を令和8年5月21日（木）までに、上記4(4)の送付先まで書留郵便（一般書留、簡易書留）により郵送すること。

##### (2) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の5以上を納付すること。  
ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金を納付した場合は納付書を入札書に同封すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月22日（金）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局4階 第2調整室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課（さいたま市消防局6階）

電話 048（833）7394

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

所 属：さいたま市消防局警防部警防課  
告示期間：令和8年4月27日（月）まで